

身近な暮らしを支える税

税務課 ☎(88)9124



市税の納め忘れに注意しましょう(4月1日・稲田学園内覧会)

給与からの特別徴収

●前年度に続き特別徴収される人は、表2のとおりです。

●65歳になり、本年度から初めて特別徴収される人は、表1のとおりです。

●表1 本年度から初めて公的年金から特別徴収される人

納付月	平成30年6月	8月	10月	12月	平成31年2月
納付方法	普通徴収 (1期)		特別徴収		
納付額	年税額の4分の1		年税額の6分の1		
(例)	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

例：平成30年度市・県民税額が60,000円の時
 ▶普通徴収 1期(6月)、2期(8月)分として、各15,000円を納税通知書または口座振替で納付
 ▶特別徴収 10月分、12月分、2月分として、各10,000円を年金から差し引き

●表2 前年度に引き続き公的年金から特別徴収される人

納付月	平成30年4月	6月	8月	10月	12月	平成31年2月
納付方法	仮徴収			本徴収		
納付額	前年度年税額の6分の1			(年税額-仮徴収税額)の3分の1		
(例)	11,000円	11,000円	11,000円	9,000円	9,000円	9,000円

例：平成29年度市・県民税額が66,000円で、平成30年度市・県民税額を60,000円の時
 ▶仮徴収 4月分、6月分、8月分として、各11,000円を年金から差し引き
 ▶本徴収 10月分、12月分、2月分として、各9,000円を年金から差し引き

※介護保険料が年金から引き落とされていない人や、公的年金の受給額が、年額18万円未満の人は対象外

普通徴収 国民年金、厚生年金、共済年金など全ての公的年金の所得に対する税額が対象となり、年金から特別徴収されます。公的年金以外の所得があるときは、納付書で納める「普通徴収」または「給与からの特別徴収」となります。

特別徴収の方法 ●65歳になり、本年度から初めて特別徴収される人は、表1のとおりです。

●前年度に続き特別徴収される人は、表2のとおりです。

よくある質問に お答えします

Q 今年3月に会社を退職したとき、個人市・県民税を一括して納付したいのはなぜですか。

A 平成29年度個人市・県民税の特別徴収は、平成29年6月から平成30年5月までの12回に分けて給与から差し引かれます。3月に退職したことで、4月分と5月分が給料から差し引きできないため、退職時に一括して納付していただきました。

Q 今年4月に転勤でA市から須賀川市に転入しました。最近、A市から個人市・県民税の納税通知書が届きましたが、須賀川市からも納税通知書が届くのでしょうか。

A 個人市・県民税は、1月1日現在の住所登録地で課税されます。4月にA市から転入されたので、須賀川市から納税通知書は郵送しません。A市に納付することになります。

平成29年度の所得に関する情報は、前住所地のA市で把握していますので、所得に関する証明書の交付は、A市に申請することになります。



観光振興に生かされています

入湯税



入湯税が観光事業などに活用されているのをご存知ですか。温泉を利用したときに掛かる入湯税(1人1日当たり150円)は、温泉旅館などが市に納め、市では環境衛生施設や消防施設、観光振興事業などに活用しています。

ただし、次の人は入湯税が免除されます。

- ▼12歳未満の人
- ▼共同浴場または一般公衆浴場に入湯する人
- ▼修学旅行などの学校行事に参加する学生、生徒、児童(学校長の証明書が必要)
- ▼市民温泉などの自治体が運営する温泉に入湯する人
- ▼療養を目的とした人(医師の診断書が必要)

▼日帰りの入湯で、施設利用料金が1000円(消費税・地方消費税の額を除く)以下の人

税務課 ☎(88)9124

市税は、まちづくりを進めていく上で大切な財源です。医療・福祉、学校教育、ごみ処理などの環境衛生、道路や上下水道の整備など、身近な公共サービスを提供するために、大きな役割を果たしています。市税には、市民税や固定資産税、軽自動車税などがありますが、今月号では、多くの皆さんに関係の深い、個人市・県民税についてお知らせします。



皆さんからの税で市政が運営されています(3月24日・稲田小学校の引っ越し作業)

税額は均等割額と所得割額の合算

個人市民税は、均等割額と所得割額を合算したものです。個人県民税も、均等割額と所得割額の合算で、個人市民税と一緒に課税されます。

均等割額 市や県の行政サービスに要する経費の一部を皆さんが均等に負担するもので、税額は市・県民税を合わせて年額6000円です。

所得割額 給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、個人市・県民税の申告相談などで確認した前年中の所得金額から、社会保険料控除額や扶養控除額などを差し引いた金額(課税所得金額)に税率10%(市民税6%と県民税4%)を乗じて算出します。

課税基準日は1月1日

平成30年度の納税義務者は、平成29年1月1日から12月31日までに一定の所得があり、平成30年1月1日に市内在住の人、または市内在住ではないが、市内に事業所や家屋などを持っている人です。

※「家屋など」とは、自分や家族の居住用の住宅(別荘を含み、居住の有無を問いません)で、他人に貸し付けていないものです。

納付方法は

特別徴収と普通徴収

公的年金からの特別徴収対象者 平成30年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に納税義務のある人

●原動機付自転車などの税額

車種	税額
原動機付自転車(バイク)	
総排気量 50cc以下	2,000円
50ccを超え90cc以下	2,000円
90ccを超え125cc以下	2,400円
ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下)	3,600円
小型特殊自動車	
農耕作業用	2,400円
その他のもの	5,900円
二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	6,000円
特殊けん引車	3,600円

●軽自動車などの税額

車種	平成27年4月1日以後登録		
	平成27年3月31日以前登録	平成27年4月1日以後登録	登録後13年超(経年重課)
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円
	自家用	7,200円	10,800円
四輪貨物	営業用	3,000円	3,800円
	自家用	4,000円	5,000円

軽自動車税は、毎年4月1日現在で登録のある車両の所有者に対して課税されます。新規検査(車検)から13年を経過した車両は、経年重課の税率(約20%の増税)が適用されます。税額は左の表のとおりです。

納期限は5月31日(木)

軽自動車税